

近世琉球と朝鮮における士族社会：身分制・門中形成の比較を中心として

金, 正華 / Kim, Junghwa

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院 国際日本学インスティテュート専攻委員会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

国際日本学論叢 / 国際日本学論叢

(巻 / Volume)

13

(開始ページ / Start Page)

62

(終了ページ / End Page)

91

(発行年 / Year)

2016-03-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013410>

近世琉球と朝鮮における士族社会 — 身分制・門中形成の比較を中心として —

金 正華

はじめに

朝鮮初期における身分制度を琉球士族社会との比較考察することで、現代社会に至るまでの朝鮮、琉球両社会の家族制度やそれを基礎とした社会関係の類似と相違点を考察するのが本稿の目的である。琉球と朝鮮は、同じように500年ほどの王朝の歴史を持ち、治世のために儒教を受け入れた社会で、中国と冊封、朝貢関係をもち、直接中国の影響を受けて統治政策においても、文化の面でも日韓・日琉関係以上に、類似点が多いと思われる。

琉球と朝鮮は、王による中央集権的支配体制とそれを支える身分制度を設けていた。朝鮮・琉球社会の中心勢力であり王府官僚であった士族層の考えと行動を規定する身分制度とその思想的支えとなった儒教精神がどのようにかわりをもっていたかという視点で分析をすすめたいと思う。

琉球と朝鮮は王朝・門中・家譜など身分制度を支える制度においても類似点が多く、身分制度そのものの強固さにおいても類似していると思うが、士族身分に属する個々人の社会的地位の流動性という点においては異なるのではないかと思う。本研究では、琉球と朝鮮の身分制度を、その全体としての構造の固定制と、そこに所属する個人の流動性に焦点をあてて比較考察し、その差異の背景に儒教精神の浸透の程度あるいはその制度化の違いがあるのではないかと考える。

第1章 先行研究の検討

日本における初期朝鮮研究としては、朝鮮民族学会の学会誌『朝鮮民俗』の創刊メンバーである今村鞆による『朝鮮風俗集』と赤松智城・秋葉隆の『朝鮮巫俗研究』がある。

今村は朝鮮の社会風習、特に朝鮮人の精神世界に関する祭式・儀礼・風潮などについて詳しく述べている。秋葉は朝鮮本土の研究に留まらず、済州島の巫俗研究にも力を入れていた。秋葉の巫俗研究は当時、その伝承が途絶えて源流が曖昧である「エオゲボンサンデノリ」の公演者達はもともと宮廷で働いていた賤民であることを明らかにし、仮面劇「ソンプサンデノリ」「ヤンジュビョルサンデノリ」の源流を初めて明らかにしている。¹しかし、今村や秋葉の研究は植民地統治のための調査報告書の性向が強いもので、民族主義的観念に基づく偏った部分も多い。

韓国人による朝鮮研究は、『朝鮮女俗考』の著者である李能和が先覚者的存在である。李能和は、婚姻、教育の側面で女性がおかれた社会的立場を記述しながら朝鮮半島における女性史を時代別に整理して、朝鮮時代以前からの風習・制度との比較研究をした。朝鮮士族の女性知識人たちの業績を纏めた初めての人物で、当時の社会制度から女性の権利と地位を分析した。それ以前、女性の再婚に関する研究は少ないものであったが、法文に離婚条文が無いことから、士族が離婚するには王に口頭で請っていた事が実例にあることを明らかにした。李能和の研究は、韓国女性史研究の礎石を築いた。

朝鮮に近い身分制度を持っていた琉球と朝鮮との交流についての研究としては『朝鮮と琉球』（河宇鳳他5人、2011年）がある。本書は、貿易相手

¹ 現在のソウル市西大門区阿峴洞近辺から始まった、朝鮮時代に行われていたという仮面劇。1990年代に復元事業が行われたが、現在もその原形は伝承されていないとみられる。「山臺劇」『朝鮮民俗誌』六三書院、1954年p.172

国としての朝鮮と琉球の交流史や、朝鮮王朝実録の記録を基にして、当時問題となっていた為使や漂流・漂着民を年代別に分類し、朝鮮と琉球の交流を分析している。

近年は、朝鮮の中央士族²と区別される地方士族についても、『朝鮮前期の地方士族と国家』(チエソンへ、2007年)の中で高麗時代とは異なる朝鮮地方士族の特徴が解明されており、従来での中央士族に偏重していた研究に比べて包括的で総合な分析が行われている。

ハンヨンウは、榜目³と家譜⁴から科挙試験合格者の身分を比較分析し、それまで特定の身分のための試験と思われていた科挙試験における新参士族と庶子出身の合格者の比率が高いという研究結果を『科挙、出世の梯子』の中で示し、閉鎖的であったと思われていた朝鮮の身分制度が実際には開放的であったことを明らかにした。

『経国大典』は、1485年から施行された朝鮮初めの法で、法律用語が多用されており、正確な解説が難しいと思われていたが、近年現代語訳が完成し、新たな研究が進行している。これにより、朝鮮社会の法治力と当時の人々の生活の様子を知ることができようになった。

さらに近年、『日省録』⁵、『朝鮮王朝実録』⁶、『承政院日記』⁷、『備邊司謄録』⁸などの古文書の解釈研究の結果がインターネット上に公開され、従来の誤訳もただちに修正されるようになった。現在、朝鮮研究は、新しい資料の発掘と古文書の現代語への新たな監訳により、これまでの研究の再検討が求められる転換期を向かえている。

² 京華士族。ソウルと京畿道を中心として朝鮮中期以降に勢力を広げていた士族

³ 朝鮮時代の科挙合格者の名簿

⁴ 父系血縁者を中心とする家系図を記録したもの

⁵ 1752年から1910年までの国王の業績を記録した文書。

⁶ 朝鮮王朝の472年間の歴史記録。

⁷ 王の命令による出納を管理していた承政院の記録。

⁸ 朝鮮最高の会議機関であった 備邊司の公文書。

第2章 朝鮮の両班と琉球のサムレー

2-1 士族とは

今村は、朝鮮の両班を次のように定義している。

名門及び官使となるべき資格ある家筋にして、内地の明治初年時代に於いての士族華族を合わせたる如きもの。(中略)

両班の定義：凡両班の意義程不明なるものは無い。人種が他の常賤民と異なっている譯でも無く又法令に身分の取得喪失を確然と定めたものも無く、日本の戸籍に士族、平民と明記してある様に其の身分を標記証明したものは一つも無い。尤號牌と云ふるものがあって、木製の札へ住所、姓名、年齢を書き、両班の官位あるものは姓名の上に官職名を書き、常民は閑良と書いた。此木札に管轄行政廳の書く烙印を受け、各人は革の袋に納れ紐を付け腰にブラ下げていた。

(今村1914年：p 30)

今村が指摘している、両班が腰にブラ下げたものとは、1413年から実施された^{ホベ}號牌法による朝鮮の身分証明札である。號牌は、戸口調査、流民防止、国役付与のために16歳以上の成人男性に携帯が義務付けられていた。良民に義務付けられていた、国役⁹を避けるために身分を隠すことも多く、1626年には號牌事目¹⁰が実施されていた。

朝鮮初期における両班の概念は、「有職者—官僚」であったが、現に職級を持ってなくても、官僚になる予定の人が両班とよばれることもあった。両班は、士大夫とも称される。士は5品以下、大夫は4品以上管理の総称で

⁹ 王府の要求により良民の男性に義務付けられていた労働。

¹⁰ 1626年宣布した、號牌携帯義務に関する法律

ある(ハンヨンウ、1997年)。官庁に属し、官僚の下で雑務や業務補助を担当して七班賤役¹¹の一つである日守も朝鮮初期は兩班と称していた。

兵曹啓: ‘今據京畿、忠清道程驛察訪呈: ‘道掌各驛使客煩多、而日守兩班【各官各驛給事於前者、國俗謂之日守兩班。】或三四名、或五六名、凡事不能支當、乞依七站例、每驛各十名、加數充定’ 得此。本曹照得、各驛日守之數、京畿大路驛八名、中路驛六名、小路驛四名、黃海道七站、竝皆十名。然七站則常時來往大小使客支持、與各官無異。京畿、忠清道察訪所掌各驛、雖是使客煩多、非七站之比、其大路狻猊至駒興驛、各給八名、中路金嶺至分行驛、各給六名” 從之。

(朝鮮王朝實錄1425年4月21日)

上記、朝鮮王朝實錄に記述されているように、兩班は官僚、有職者のことで、無職者は庶民、百姓と呼ばれていた。従って、父親が兩班であっても子が無職者である場合、庶民、百姓として扱われていた。

しかし商工人は、庶民や百姓の範囲に入れず、制度的は奴婢と同等に扱われていた。したがって、庶民・百姓とは、主に農業へ従事する人々であった。(ハンヨンウ、1997年)

それに比べて琉球士族は、官職の有無ではなく家譜の有無によって明確に区分されていた。家譜を持っている人は士族=「系持ち」であり、家譜を持っていない人は、百姓=「無系」であった。

¹¹ 身良役賤。賤役を担当していた良人。皂隸、羅將、漕卒、驛卒、日守、司宰監水軍など

図1 朝鮮時代成人男性のための身分証明札である號牌¹²

朝鮮中期以降も両班はその定義が曖昧である。朝鮮は二大身分制である良賤制を採用しており、王族と賤民以外は誰でも科挙試験を受けることができた。科挙試験に合格すると官僚として文班か武班になり、この両者を両班と称した。両班が身分として定着したとみられる朝鮮中期以降においても、その身分は、王府から地方に派遣された役人を補佐・諮問する機関である留郷所^{ユヒャンソ}の士族名簿、「^{ヒョアン}卿安」に登録されるだけであった。卿安には、本人と配偶者、親族の履歴と経歴、祖父母までの科挙の可否を書くが、3代以上科挙に合格できなかった家系出身の士族は両班と認められず、登録することはできなかった。

両班は、王府の政治に携わり、国家方針を決め諸法制度を作り実践する人々であった。朝鮮の両班は、政治、経済、社会の中枢にいたが、厳密な意味で永久世襲的な身分ではなかった。その点、琉球の士族やヨーロッパの貴族、インドのクシャトリアとは異なるものといえるだろう。

中国の春秋戦国時代の「民」の分類法は、「士農工商」を基本とした。しかし、これは必ずしも世襲の身分を表すものではなかった。民を職種に応じて官吏・農民・職人・商人の四つの部類に分類しただけである。この中国

¹² 韓国国立中央博物館公式blog担当学芸員イヒョジョン「国立中央博物館選定遺物100選」
<http://blog.naver.com/100museum/140144341783> (2015年6月25日)

の「士農工商」概念が江戸時代の日本では士とその他の身分という二大世襲身分制度に変容して定着した。

朝鮮でも「士農工商」は職業の分類であって、世襲の身分階級を示す言葉ではなかった。朝鮮で世襲身分とされるのは、良民と賤民の区分(良賤制)である。血筋を重視していた近世朝鮮では、血筋に難が無い人は良人と呼ばれる自由民となる。それに対して賤民は犯罪者の子孫であり、非自由民とされ、自由民の所有物になることが当然とされた。

琉球は士族と百姓が世襲の二大身分制であり、工商を身分として制度化していない。琉球では、もともと存在した士と農の身分が、王府の政策として1689年に行われた家譜(系譜)の編纂によって、本格的に、士族と百姓の身分格差として定着・拡大した。

朝鮮の身分制が長期間をかけて成立・定着し、多様で緩やかな変化をみせていくのに比べ、琉球の身分制は短期間で確立したもので、身分の流動性など身分制の変化が少ない点が朝鮮とは異なる特徴である。

琉球と朝鮮の身分は、その初発では中国の制度に似せて構築された点と、その終点では、日本の侵略により崩壊した。しかし、琉球とは異なって長い間にかけて身分制度を設けていた朝鮮半島では、制度そのものは勢いを衰えたものの、人々の認識のなかに残っていて、社会通念・慣習として崩壊後も人々の行動指針を決めていたのであるだろう。

両者の形式的な類似性・共通点としては、士族層において父系血縁者による門中形成と家譜、位牌の承継という制度を随伴する点、また、勲功や献金によって士族身分を得る事例がみられるなど身分の流動性を伴う点などである。また、いずれも儒学思想を身分制社会の支柱として受容している点も共通である。しかし、その内実においては、両者にはかなりの差異が存する。

2-2 琉球士族の家譜

琉球の身分制度については、『朝鮮王朝実録』の1462年2月26日の記録によると、久米島に漂流して1461年5月に送還された梁成の漂流記録として次のような記述がある。

一、朝官、凡用人聽在位人、薦擧官給奴婢、土田、家舍及軍器等物。如不能黜之、并收其所給之物。

(一、王府職に就く者は推薦によって採用され、奴婢と土地、家、軍需品などを与えていた。しかし、職務を行う能力が劣る人は、罷免して与えた物も回収していた。--筆者訳)

この記録からみると、琉球は家譜編纂の以前から階級社会を形成していたこと、さらにこの時期の身分は、流動性を持っていたことが類推できる。

その後、琉球では、王命により琉球王家の歴史書である『中山世鑑』が羽地朝秀によって編纂され(1650年)、さらに琉球士族の家譜作成のために系図座が設置され、1689年には家譜の作成が始まった。1712年には、追加的な第2次の家譜編纂が行われた。宮古・八重山諸島では沖縄島よりもさらに遅く、1729年に家譜編纂が始まった。これにより、琉球は士族の身分である「系持ち」と、百姓身分の「無系」に分けられた二大身分制が制度化された。琉球の家譜編纂は、中国では5-6世紀頃、日本では10世紀から11世紀の間、朝鮮は10世紀前後に行っていたことに比べ、かなり遅いものである。

最初の家譜編纂において島々に住んでいた地方官僚と沖縄島にいる下級官僚の身分が曖昧であったことから、琉球では二度の追加的な家譜編纂が行われた。その後、王府が王府財政のために貢献した商人や製造業者に

士族の身分を与えた(新参士族)こともあり、琉球の士族人口は増加した。役職に比して士族の数が多くなり、役職につけない貧窮士族が出るようになった。さらに、朝鮮のような従母法や一賤側賤¹³を持っていなかった琉球では、士族が赴任先でもうけた子供も士族へと仲間入りすることで、士族人口が増加するとともに、その子供については納税、夫役が免除されるため、王府財政が圧迫されることとなる¹⁴。そこで王府は、士族が従事できる職業と居住地に関する制限を緩和し、士族が商業や製造業、農業に従事することを認めた。

琉球士族が勤める王府官庁には、中央での政務のほかに地方支配に関わる役職や、任地に赴く役職、漂流船などを監視する諸補佐番、杣山を管理する山奉行所の役人など、地方との繋がりを持つものがあつた。琉球王府に役人として奉職していた士族は、各々の家格と当人の努力、また朝鮮の科挙にあたる「科」(コウ)に合格することによって、それぞれの役職・位階についたが、役職・位階は必ずしも家格に固着するものではなく、士族身分内部では流動性をもっていた。離島では身分制度自体、本島ほど厳密ではなく、かなりの流動性を持っていたとようである¹⁵。

2-3 両班—官僚としての士族

朝鮮の場合、官僚になるためには、科挙試験を受けなければならなかった。官職に就いた士族は軍役が免除され農地の賜与と蔭叙^{ウムソ}¹⁶の特権が与え

¹³ 両親のうち、一人が賤民であれば、子の身分は賤民になること。

¹⁴ 石垣市総務部市史編集室編『石垣市氏叢書』9(参遺状抜書・下巻)「参状」を参考

¹⁵ 『身分論をひろげる』: 177 p p 14-16

宮古・八重山諸島の身分秩序は、地元の役人層を形成する「おぬか人」と百姓から構成されていた。両先島の士の中で上位の役職(頭や首里大屋子など)に就任していた者は免除対象者であったが、それ以外の士は年功負担の義務があった。しかし、士に賦課された年貢を一般の百姓へ転嫁することがしばしば見られた。

¹⁶ 新羅時代からみられる制度で、国家に勲功がある人が3品以上の場合、子、孫、甥、婿にその地位を受けつさせることができた。官僚推薦制度。

られており、身分の上昇と政治的権力を持つことで、社会の上級身分として認められていた。

科挙は、3年に一回実施される定期試験と随時試験があった。定期試験は、一次試験である初試、2次試験の覆試と3次試験である殿試の三つに分けられており、文科と武科、医療・技術分野を担当する雑科の試験があった。殿試は王が参席する最終試験で、2次試験に合格した人たちの順位を決める試験であり、不合格者はいない。

『経国大典』¹⁷によると、科挙試験を受けるためには受験資格の制限があり、進級を制限する限品叙用制度が設けられていた。具体的には、下記の者が受験資格を制限されていた。具体的には、下記の者が受験資格を制限されていた¹⁸。

1. 罪を犯した者
2. 汚職をした者の息子
3. 再婚した女性の息子と孫
4. ふしだらな婦女子の息子と孫
5. 側室の子孫

各地方で実施される郷試を受けると覆試の受験資格があったが、朝鮮本土に居住していない者と現に官僚である者には受験資格がなかった。この法律は、朝鮮半島から約150km離れていた島で流刑地でもある濟州島を文化的に孤立させ、独特な濟州島の文化を生み出すための土台の一つになった。

また、昇進を制限する限品叙用は以下の通りであった¹⁹。

1. 文・武官2品以上の良妾の子孫は正3品、賤妾の子孫は正5品

¹⁷ 1460年、戸典を始め、1474年修正作業を終えて1485年、施行された朝鮮の法典。朝鮮は、慣習法よる社会から『経国大典』の施行による制定法の宣布で、社会統治基準を明確にする法治国家を試みた。

¹⁸ 『経国大典』巻3「禮典」。

¹⁹ 『経国大典』巻1「史典」。

2. 6品以上の管理の良妾の子孫は正4品、賤妾の子孫は正6品
3. 7品以下の管理と官職に就いていない人の良妾の子孫は正5品、賤妾の子孫及び、

賤民から良民になった人の子孫は、正7品以上の官職につくことを制限する。

限品叙用の受験資格の項目には母親である女性に関連しての制限が多い。『経国大典』宣布以降、女性への道徳的社会的規制が強められた。しかし、限品叙用の受験資格制限からみると、既に従母法²⁰が宣布にも関わらず、庶子や賤妾の子孫も科挙試験から官僚になることが可能であったと考えられる。

琉球は官僚登用のために朝鮮のような科挙制度は持っていなかった。琉球王府官僚登用の試験である「科」も士族(官僚)全員が受験するのではなく比較的身分の低い士族たちを対象としていた。科は、主に平等学校所²¹や泊村学校所の学生が受けていた下級士族の品系を決める試験で、現役生だけでなく王府の一般職で働きながら入試に挑戦する浪人生もいた(田名、1996年)。

しかし、科の合格率は甚だしく低く、文筆科の合格倍率は最高600倍にも至り、受験資格も毎月行われていた模擬試験で40番以内に入った者だけであった。学校の成績が良くなければ受験さえ許されなかった。さらに、王府は功績ポイント制を導入していて、科に合格しても、働きながら功績を貯めないと高い身分の士族でも品系を落とされていた(田名、1996年)。試験内容は、儒学を基礎とし、その上での実務的判断能力を見るものであった。

²⁰ この身分を母親に従う法律

²¹ 1798年に国学と同時に首里三平等(真和志平等・南風平等・西平等)に設置された学校。村学校修了者が進学。15、6歳で入学、四書五経や小学を講じ、他に作文・習字・算数を習う。修業年限は大体5、6年であった。

琉球の中国への留学生派遣は儒学の導入という点でも、琉球と中国の関係強化という点でも重要な役割を果たしていた。琉球は、1392年から中国へ官生という国費留学生を派遣していた。官生は、対中外交を担う人材育成という琉球側の思惑もあって、その多くが久米村から選抜され、中国の最高学府である国子監に3年間滞在して儒学を中心とした学問を修めた。名護親方程順則は、『六論衍義』を中国から持ち帰って琉球の儒学普及に力を入れ、琉球最初の公的教育機関である明倫堂の創設を建議した。また、彼は、儒家思想の普及のため、叙情的な内容が多いといわれている琉歌に儒教的教訓歌を導入し、人々へ儒教の普及を試みた。

表-1 琉球と朝鮮官職の品系

琉球	朝鮮		朝鮮		琉球
官職名	官職名	文班	武班	官職名	官職名
紫地職冠三司官	領・右・左議政	正一品	従一品	左・右參成	三司官
三司官座敷	左・右參贊	正二品	従二品	大司憲、觀察使	紫官親方
申口	大司諫、承旨	正三品	従三品	都護府使、宣伝官	申口座
吟味役・那覇里主	舍人、郡守	正四品	従四品	副護軍、守門長	座敷
下庫理当	典需、別坐	正五品	従五品	判官、県令	当座敷
下庫理勢頭	佐郎、修撰	正六品	従六品	監察、引儀	勢頭座敷
里之子親雲上	博士、參軍	正七品	従七品	副司正	筑登之親雲上
下庫理里之子	司猛、著作	正八品	従八品	副司猛	若里之子
下庫理筑登之	訓導、右洗馬	正九品	従九品	訓導、左洗馬	筑登之座敷

2-4 身分の流動性

ハンヨンウは1400年頃から1506年までの科挙合格者の身分を分析²²し、1420年頃まで身分が低い者²³の合格率が50%を示していたが、1460年頃には30%、1500年頃には17%あることを明らかにした。このことから、時代

²² 『科挙、出世のための梯子—家譜からみた科挙合格者の身分移動』：p 342

²³ 身分が低い者とは、1.本貫を持っていない者 2. 姓の始祖である者 3.家譜の記録に先代(祖父)の記録が見られない者4.4代目以内に官僚出身がない者、である。

が下るにつれて、本来は科挙によって、身分と切り離されていた官僚の地位が、次第に身分と一体化し、固定化していくことがわかる。

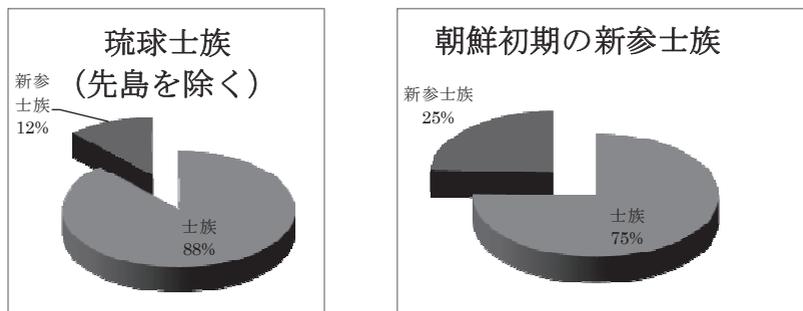
朝鮮は、琉球のように系図座が設置されておらず、家譜は門中内だけの記録であったこと、新参士族²⁴と科挙合否は家譜に記録されていないことから、家譜から新参士族を算出することは難しい。さらに、家譜編纂の長い歴史の中で、追記・誤記の可能性を考えると、榜目から新参士族の身分を算出することが最も理想的な方法であるといえよう。

琉球の場合、系図座に登録した2610戸の士族家譜を1—20番まで分類、整理した『氏集』がある。『氏集』からは当時、士族に含まれている新参士族の比率を知ることができる。

朝鮮の新参士族は、家譜と榜目の研究(ハンヨンウ、2013)から作成したもので、図-2をみると、琉球が朝鮮初期に比べて新参士族の比率が低いことがわかる。

しかし、新参士族の比率が士族の10%を越えていることは、琉球も朝鮮も必ずしも硬直した身分制度を持つ社会ではなかったことがうかがえる。

図-2 首里・那覇士族²⁵と朝鮮初期の新参士族²⁶の比率



²⁴ 他の身分から士族身分へ上昇した者

²⁵ 『氏集—首里・那覇』を参考として筆者作成

²⁶ 『科挙、出世のための梯子—家譜からみた科挙合格者の身分移動』：p 342のグラフから筆者再作成

第3章 士族の社会的地位

3-1 儒教文化圏での琉球と朝鮮

琉球と朝鮮における身分の流動性を考える上で、儒家思想の果たした役割の差を考慮しなければならない。

儒家思想は、個人の資質としての徳と、人と人、人と社会、人と国家との「関係」が重要視される。人間関係の基本には仁(仁愛)がなければならず、またそれは「礼」によって秩序(身分秩序)と整合させられる。「仁」と「礼」が社会秩序を保つ基本概念である。君臣、親子兄弟、朋友、夫婦間に仁愛があり、それが礼節によって維持されるとともに、優れた徳をもつ君子が政治を行うことが理想とされる。

琉球第二尚氏王朝4代目の尚清王(在位1527~1555年)の時に建てられた守礼門の中央にある扁額「守禮之邦」は、琉球が礼儀を守る国であることを意味する。1396年に築造された朝鮮の崇拝門²⁷の扁額にも「崇礼門」と書かれており、礼を崇拝する国であることを標榜している。当時の概念からみると琉球と朝鮮は「礼儀の国」であることを自称するとともに、周囲から「礼儀の国」とであると認められることを求めたのである。

図4 那覇の守礼門



ソウルの崇礼門



²⁷ 今のソウル市南大門路に残っている朝鮮時代の城郭跡にある門。

朝鮮は『朱子家礼』²⁸の實踐から、儒家思想の発祥地である中国よりも「純粋性」と「徹底性」を持っているとも言われている。朝鮮社会全般に儒家思想が広がり始めた中期以降、人々の生活様式の過半は儒家思想に基づいて規制されるようになった。これは、政治方針として導入していた儒教が社会全般に普及した結果であろう。

儒家思想は、朝鮮では、朝鮮時代初期までなかなか社会に浸透しなかった。しかし、科挙受検の必須科目となることで、両班の間に急速に広まっていく。琉球では、中国からの帰化人である久米村士族を中心に士族層には儒教の影響が及んでいた。蔡温（久米村士族一国王の教師、後に士族の最高位である参司官となる一筆者）は、『御教条』を公布して、庶民にいたるまで儒教の教えを広めようとした。また名護親方・程順則は、琉球最初の公的教育機関である明倫堂の創設を建議し、『六諭衍義』を中国から持ち帰って儒学の普及に力を入れた。『六諭衍義』は、1397年、洪武帝の「孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子孫、各安生理、毋作非為（父母に孝順せよ、長上を尊敬せよ、郷里に和睦せよ、子孫を教訓せよ、各々生理に安んじ、非をなすなかれ）」の六言を解説したものである。

叙情的な内容が多い琉歌²⁹のなかにも、儒家思想を普及するため教訓歌がある。それは「仁義礼知てすや灯籠の四つ柱中の灯火や信の一字」³⁰というように、仁義や礼儀など人間が守るべきことに関する内容であり、あるいは「敬の一字身に守てをれば、浮世ものごとに怪我やないさめ」³¹と、敬う心を持っていたら浮世の物事に対して過ちを犯すことがないだろうと、人々を教化するための内容であった。教訓歌の作者は、首里王府の支配階

²⁸ 中国明朝時代に丘濬が宋朝の学者朱子の家礼に関する学説を纏めた書籍。特に冠婚葬祭に対して詳細に記述してある。高麗時代に朝鮮半島へ導入されたが、朝鮮の実情と合わない部分を直して、16世紀以降からは社会規範として定着した。

²⁹ 琉球の短詩形歌謡

³⁰ 鳥袋、翁長、1968：2545

³¹ 鳥袋、翁長、1968：2561

級と知識階級に属する者が多いことは、王府と士族が中心になって儒教の普及を教訓歌などから試みたためであると推察できる。

しかし、こうした努力にもかかわらず、グレゴリー・スミッツが指摘したように「蔡温とその支持者たちは在地の琉球庶民のほとんどを儒教化することはかなわなかった」(グレゴリー・スミッツ、2011：26pp5)。したがって朝鮮のように社会全般に儒学が普及することはなかった。

儒教社会の特徴についてレジ・リトルとウォーレン・リードは次のように指摘している。

- (1) 社会においては、権利より義務に重きがおかれる。社会の構成員全員のあいだに、義務の網が張りめぐらしてあり、全員が責任と報酬を共有することが守られるよう、互いに圧力をかけあう、複雑な伝統をもつ。
- (2) 法よりも人間、もしくは、徳による統治に重きがおかれる。これは、社会における調和と団結力を最大限にし、慣例もしくは「礼」を重んじ、さらに社会的コンセンサスを守る既存の儀礼と礼儀の枠組みのなかで競争が追求されることを確実にする傾向がある。
- (3) 非常に激しい、また時として苛酷な競争を伴う教育に、とくに重点がおかれている。教育は、すべての者につねに最高をめざすことを教え込み、教育競争でうち勝った者に、国家公務員その他の権威ある一生の仕事が割り当てられる基礎となる。

(以下略、下線は筆者)(レジ・リトル、ウォーレン・リード、1989：p90)

このリードの指摘は、朝鮮と琉球の士族身分の流動性を見る際に重要な

視点を提供するものである。前章で指摘したように朝鮮と琉球の士族身分は時代を下るにつれて、事実上、血統にもとづく世襲制という側面を強く持つようになるが、儒家思想の建前としては、身分は役職と人格に付随するものである。この後者の側面は、朝鮮では「科挙」、琉球では「科」によって支えられる。儒教が純粹性を保って、深く広く社会に浸透した朝鮮では、「科挙」の意義が琉球以上に強く、身分が人格に従属するという側面が強く現れた。それに対して琉球では、儒家思想は士族層に影響をもったが、社会全般を覆うものにはならなかった。琉球の「科」は士族の中の下層士族が階層序列を上昇する手段ではあったが、士族以外の者に開かれた身分変更の手段ではなかったし、王に連なる系統の士族では不可欠のものではなかった。琉球での身分の流動性、すなわち「無系」から「系持ち」への移動はほとんどが王府への財政的貢献による「新参」登録であり、俗に「こーいざむれー」(買った士族身分)と言われた。割合としても朝鮮ほどの身分移動はみられない。朝鮮においては、科挙に合格することが両班身分の必須の条件であったのに対し、琉球ではそうした個人の実力は士族であるための必須条件ではなかった。系持の家系に属するものは、長男のみならず次男以下でも、分家をして士族身分を失うことはなかった。日本の士族身分は、次男以下が分家をすると平民になるが、琉球はそれとも異なり、より血統中心の考え方が強いと言える。

3-2 朝鮮における門中形成の背景

個人の人格の陶冶と、それを基礎とした人間相互の関係を重んじる儒家思想は、一つの矛盾を抱えざるを得ない。個人の能力を中心とするのか秩序ある人間関係を重んじるのかと言う点である。人間関係には君臣、親子兄弟、朋友、夫婦等があるが、個々の人格・能力中心のばあいと、そうでないばあいは、人間関係のあり方にも違いが生じざるを得ない。主君が主

君たるにふさわしい人格を持たないばあいは、臣下はこれを天命にしたがって取換えることができるという人格中心的考え方もあれば、そうした場合でも、あくまで忠節をつくすべきという関係を重んじる考え方もあり得る。

朝鮮と琉球で、儒家思想のもとで身分制が維持されるというとき、士族身分の者は絶えず、自己の地位を維持し続けようという欲求と、競争によってより優秀な人格に地位を譲らなければならないという恐怖にさらされることになる。それを保守的な形で緩和するのが、血族共同体である門中の形成である。門中は、一方で祖先・親子・兄弟間の仁愛と礼節を高めるための組織であると同時に、個人個人の人格間の競争を、血族共同体間の競争に転化し、門中成員の地位・身分の保持継続を図る支柱ともなる。

韓国の統計庁の調査によると、2000年11月1日現在、韓国人の苗字は286種類と4179の本貫³²があるという。日本は漢字の読み方の相違から苗字の数が最も多い国ではあるが、丹羽基二の『日本苗字大辞典』によると、日本人の苗字は約30万種類といわれている。韓国は人口の比率からみても日本に比べて苗字の数が少ないのである。しかし、韓国では苗字が同じであっても本貫が異なると法律上同じ姓氏とみてはいない。

朝鮮には、唐の制度を真似たと思われる本貫制度がある。本貫は、地域共同体を形成して身分の優越性を表す手段として使われており、地域社会の内部秩序を維持することと税金の徴収、村里の治世の手段としても活用されていた。新羅時代から導入されたとみられる本貫制度は、高麗初期から広まり、朝鮮時代には社会的に確固化されていく³³。本貫制度の導入初期は、居住地と本貫が一致していたが、高麗末期から居住地離脱が深刻化

³² 姓の出自地、或いは始祖の居住地の地名。主に身分のための尺度として使われていた。

³³ ソンジュンホ「韓国姓族制度における本貫及び始祖の問題」『歴史学報』第109号、1986

し、朝鮮時代に入ると、本貫は観念的な血縁関係を示すものになる。

本貫は朝鮮社会において門中形成と結婚に絶大な影響力を持つ基準点となっていく。朝鮮研究の中で稲葉は、朝鮮の姓はインドのカースト制度のような強烈的な階級意識を持たないが、姓を忘れては、朝鮮を正しく理解できないことが多々あると指摘している（秋葉：2002）。

新羅の場合、同時代に存続していた百濟、高句麗よりも閉鎖的で厳しい身分制度を設けられていた。士族でも位階が低い者は官職に就く際にも制限が多く、位階が異なる人との結婚も禁じられていた。そのため、従兄弟婚、交叉従兄弟³⁴婚、平行従兄弟³⁵婚、異母兄弟姉妹婚、叔姪婚など、親族間の結婚も行われていた。近親結婚は、権力と財産の分散を防ぐために多くみられていた結婚形態である。

近親結婚を禁ずる「同姓不婚」の規制は高麗時代から試みられていて、従兄弟婚との婚姻禁令にはじまり、³⁶その後、交叉従兄弟婚・平行従兄弟婚との結婚も禁じられ、1309年には士族の同姓間の結婚まで禁じられた。しかし、朝鮮初期においては、琉球のばあいと同様、³⁷同姓不婚がなかなか社会へ定着しなかった。同姓不婚が定着し出すのは、高麗末期から導入されていた朱子学と『朱子家礼』³⁸が、16世紀頃からの礼学の普及と共に朝鮮社

³⁴ 親同士が兄と妹又は姉と弟、すなわち異性であるいこと。cross-cousin。

³⁵ 親同士が兄と弟又は姉と妹、すなわち同性であるいこと。parallel-cousin。

³⁶ 『高麗史』卷75、1058年

³⁷ 首里の四代姓は、尚・翁・毛・馬である。向氏は、国王の尚族の別族で、少し遠くなると、向に称して、区別する。それゆえ代々、婚姻することはない。この国の人で王系と結婚するのは、翁・毛・馬の三家だけであって、代々、王舅と法司になると、徐葆光の『中山傳信録』『氏族』編に記述されているが、原田は次のように当時の琉球で近親結婚の風習があったことを指摘している。中国の「同姓不婚」「不娶同姓」の家族制度にもとづいて、このように書いてあるが、実際には、琉球と日本では同姓の通婚が多い。尚寧の妃は尚水の長女で、尚寧の母は尚水の妹とであった。尚豊の妃は、尚氏昇城王子朝盛の女。尚賢の妃は、向氏越来按司朝則の女。尚質の妃は、向氏羽地王子朝泰の女である。（原田1999：p396）

³⁸ 『朱文公家礼』中国宋時代の性理学者朱熹が『礼節』に関して記述した本

会へ広がり始まって以降であると推測されている³⁹。近親婚禁止は、儒教の影響もさることながら、両班門中が優秀さを維持するための無意識の手段として受容された面もあるであろう。

朝鮮の「同姓不婚」は慣習として受け継がれて、1960年1月1日からは韓国の民法809条に定められて施行されていたが、1997年に憲法違反と判定されたことから2005年、廃止されるまでは同姓同貫であれば、親族関係ではない男女間でも結婚は不可能であった。

朝鮮で親族同士の結婚が禁忌とされたため、王族の母系は王族以外の士族とならざるを得ず、王族の結婚相手の家系となる両班は重要な存在であった。王家の母系となった両班はしばしば権力の中心に立ち、摂政政治⁴⁰の際には最も強い政治権力を持つことができた。

朝鮮では2回の政治革命⁴¹があったが、その際、次代の王を承認する事ができる人は先王の后妃であり、最終決定権は母后のみが持っていた。だから、王家と婚姻関係を結んでいた両班家系は、時には王を超える政治権力を持っていたため、常に他士族家の牽制対象となっていた。

朝鮮の王権について趙景達は「朝鮮の士と民」で次のように述べている。

朝鮮の王権は、本来さほど強いものではない。言論三司と総称された
サ ホンブ 司憲府⁴²・サガンウン 司諫院⁴³・ホンムンカン 弘文館⁴⁴は、国王を補佐するのみならず、監視の任

³⁹ 朝鮮の同姓不婚は、『大明律』に定められているが、中国の陳謝使であった裴三益が1585年7月に「請禁同姓通婚啓(同姓禁婚)」を申請していた記録(臨淵齋先生文集：巻3)から、当時、社会への定着度は低かったこととみている。

⁴⁰ スリョムチョンジョン 垂簾聴政。幼い若しくは、病弱な王の変わりに王の母、或いは祖母が摂政政治を行うこと

⁴¹ 反政。1506年中宗反政、1623年仁祖反政

⁴² 言論管轄官庁。言論三司の一つで諫諍、論駁を担当していた

⁴³ 言論三司の一つで、政治に関する言論活動や政治家の糾察と弾劾を管轄する官庁

⁴⁴ 言論三司の一つで、経書、史籍の管理及び処理と王の諮問に応じる機関

をも司るような重要な機関としてあった。国王が独裁に走ろうとすれば、種々の局面で掣肘されることがしばしばであり、群議を無視して自らの意志を貫徹しようとした場合には、暴君に擬せられることを覚悟しなければならなかった。朝鮮は公論政治を標榜したが、それは、現職官僚以外にも開かれてあり、その主体こそが士族であった。

(『身分論をひろげる』「朝鮮の士と民」2011年： p.104)

つまり、朝鮮の王は、両班との血縁関係をとおして両班と政権を分け合う立場であり、また両班は相互に牽制し合う関係にあったことが、国王の権力を制限するとともに現職官僚以外の両班をふくむ公論政治を実現させることになった。そして、一方では、両班は国王との血縁関係を持ちうる存在として、単なる役職ではなく、一つの身分として社会的地位を膠着させたのである。

朝鮮と同じく父系血縁者姓族を中心とする門中制度を設けていた琉球は、位牌と祖先祭祀を子孫が受け続けることで門中制度は永続してきた。継承の対象から女性が排除されている門中制度は、両国に於いて父系社会へと拍車をかける源になったともいえるだろう。

家譜編纂から士族は社会の指導層として認められたことで、門中は確固たる社会制度として定着した。門中形成により、個人は門中へ所属する一員とみなされ、王府と個人による君臣関係から、家格を持つ「門中の一人」とみなされるようになる。家格を重要視する風潮や門中の仲間としての連帯意識が強まるのである。

琉球は、門中制度・家譜編纂・士農分離へ更なる王府からの政策が加われることで、琉球士族と百姓の間には歴然とした格差がもうけられた(渡辺美季、2008年)。身分の差によって衣食住など全てが規定された。着物の材質や柄も士族と百姓は異なり、また百姓は墓の大きさから形まで制限さ

れて亀甲墓や袖石垣などは禁じられていた。

3-3 双系から父系への定着

朝鮮半島で初めて家譜の記録がみられるのは、高麗時代⁴⁵である。高麗の正史書である『高麗史』には、士族の間で氏族系譜の作成が行われ、宗簿寺で族屬譜牒ソクソクボウチョブを管理していた記録があったことから、高麗士族は家譜を持っていたことが類推できる⁴⁶。

現存している朝鮮最古の家譜は、1476年に刊行された安東権氏家譜（成化譜）であるが、15世紀以降の家譜記録の特徴とは異なって嫡長子優先、先男後女、婚姻した娘の記録削除などの痕跡はみえない。親孫と外孫、嫡子と非嫡子の区別もなく、女性の再婚可否まで詳細に記録されていることから両側の⁴⁷親族制に基づいて記録されていたといえるだろう。ここでは、まだ門中は血族共同体というだけで、身分の保持継続をはかるための組織という色彩をもっていないと思われる。

朝鮮時代になると、本貫制度に基づき、血筋を選別して、血統を重視する父系氏族集団である門中制度が以前より強化される。父系血縁者を中心とした門中が氏族集団からより組織化され、経済・政治的な共同体となる。

⁴⁵ 朝鮮半島で918年から1392年まで472年間存続した王朝。

⁴⁶ ドウサン大百科事典「族譜」編、東亜出版、1992年。

⁴⁷ Bilateral、双系

図-3 朝鮮の家譜 「南洋洪氏中央花樹会」提供

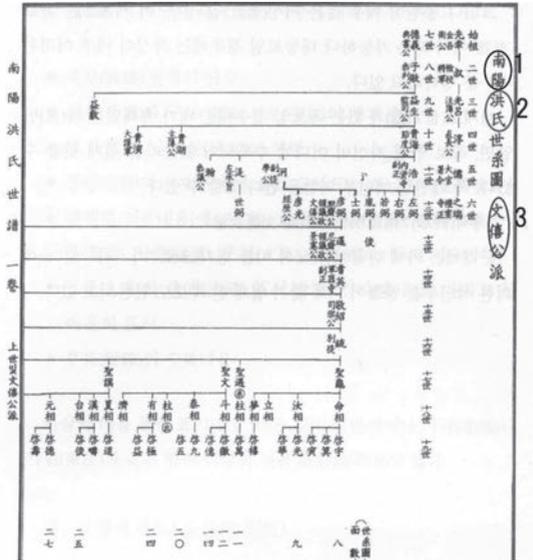


図-3の朝鮮家譜をみると、1番が本貫、2番が姓、3番が派となっている。本貫は空間的意味を持っており、その姓の始祖が住んでいた（或いは始まった）場所を示す。2番は父系始祖の姓を意味する。派は、父系始祖が直系か傍系かを表すもので、自分を中心とする直系血筋の父系祖先を示したものである。

この父系門中においては、その構成員の権利と義務は個人に多大な影響と意義をもつようになり、社会は門中単位で動くようになった。人々は門中に所属することで自分の権利や利益が守られると同時に、構成員としての義務をもつことになったのである。

儒教に即して祖先・親子を重んずることから、朝鮮は崇儒抑佛政策を取り、1492年には度牒制⁴⁸を廃止し、公式的な方法で僧侶になることを遮断した。度牒制によって僧侶になったのではない人を還俗させる一方、寺に

⁴⁸ 僧侶になるため、国からの出家得度の証明を受ける制度

属していた奴婢や土地も没収したので、社会に対する仏教の影響力は大幅に縮小した。さらに、祖先祭祀儀礼を家で行うことを勧奨して、祭祀のために各家に位牌堂を作ることが推奨された。位牌堂を作り、祭祀儀礼が各家で行われることになってから祭祀に対する全ての権限は本家の嫡男が持つことになっていた。このことから、祭祀儀礼の権利と義務が男女平等であった高麗時代までは少なかった嫡男の権限が強化・拡大され、社会的地位が高まっていった。

さらに、父系制を強めるために、旧来の慣習も変更される。かつて、朝鮮では、結婚後に妻の実家に住む男歸女家婚(女胥留婦家制)が一般的な風習であった。13歳で科挙試験に合格した朝鮮中期学者である、栗谷李珥¹¹が母の実家である江陵烏竹軒で生まれ育ったことは、朝鮮中期まで男歸女家婚の風習が残っていた事例といえよう。しかし、朝鮮王府は、中国の親迎制⁴⁹が先進的であると考えその普及を試みていた。

朝鮮王朝実録には1427年4月18日の王子の親迎礼式を初め、親迎礼について多数記録されており、朝鮮王府が自ら親迎礼の普及を試みていた。朝鮮4代目の王である世宗と大臣である高若海の朝鮮王朝実録の対談記録から当時の親迎制の普及状況を知ることができる。

(中略) 上曰: 本國之俗、與中朝異、不行親迎之禮、故或乳養於外家、或長於妻父母家、恩義甚篤。然而先王之制、不可以一時恩義、斟酌損益也。(中略) 漢城府尹高若海曰: 禮莫大於冠昏喪祭、以陰從陽、禮之常也。今既不行中朝親迎之禮、而男往女家、甥視舅爲己親、舅視甥爲己子。全承恩於婦家、而獨於服制、欲從正禮、則是爲捨本逐末。若令詳定所、明冠昏喪祭之正禮、一依中朝之制、則已矣、如不改本國風俗、則從輕服喪、似不可也。 上曰: 此雖至當之論、然我國婚姻之禮、行之已

⁴⁹ 結婚後、妻が夫の実家に住む中国の伝統結婚形式

久、不可遽議。婚姻之禮、既違先王之制、而又欲緣情加服、則是失禮之中、又失禮焉、未可以輕議也。

(中略) 朝鮮の風習は中国と異なるから(外家で生まれ育った人が多くいるので)、人々は外家との厚い恩義を感じている。王府の指導に反することではあるが、中国の親迎制に従わなかった人は多いので、(外家の葬式とは言え)今回の葬祭を軽くみることはできないのである也。(中略) 多くの人々は、こどもの頃から外家との親密な関係になり、まるで本当の親子のようである。自国の男歸女家婚の風習が変わらない限り、礼を尽くすことを許したほうが良いのである也。(下略)

(朝鮮王朝実録1430年6月1日記録筆者訳)

これは、外家で育った人が外祖父の葬式を盛大にしたいので休暇を願ったための記録で、当時、中国の風習である親迎制を王府は自ら実践し、普及を試みていたが、士族や庶民の間では行われていなかった様子である。

こうして儒教の導入は、祖先祭祀と結婚に関する朝鮮固有の形式を変えた。儒学思想は、科挙にみられる個人の資質重視の制度とともに、反面では、その人間関係・秩序重視の思想から、祖先・血縁重視の組織である門中を発展させ、またそれを本貫にもとづく父系中心のものへと転換させた。「関係」を重視する儒教の発想から、血縁による門中制度は以前より強化され、人々はより位階が高い門中の一員になることを望むようになった。それは、朝鮮の人々のアイデンティティーに繋がり、同時代の血縁・地縁との関係だけではなく、その範囲は拡大され、時空を超えた祖先との繋がりも祖先祭祀を通して「礼」の表象として現れたのである。

おわりに

本研究では、琉球と朝鮮が制度面で類似することを手掛かりに、朝鮮社会で中枢的役割を果たしていた朝鮮士族(両班)の社会的地位と士族の父系血縁集団である門中の形成の背景を考察した。

琉球と朝鮮は中国文化の影響を直接受けており、父系血縁を中心とする門中制度を有し、家譜・位牌・祖先崇拜儀礼など門中でみられる組織的特徴が共通していた。また、琉球と朝鮮は、士族を中心として儒教文化の普及を試みていた。

朝鮮では儒教の発祥地である中国よりも「純粋性」と「徹底性」をもって社会全般に儒教が浸透し、儒教が人々の生活様式を規制するようになった。本貫制度を持っていた朝鮮において門中制度は定着しやすく、正統な血筋を守ることで血縁意識がさらに高まり、父系血縁者を中心とする意識の変化から、以前の双系社会から父系社会へと転換が早まった。また、朝鮮王府の「崇儒抑佛政策」のため、寺院での輪廻奉祀の方式であった祖先崇拜儀礼を各家の位牌堂で行うことを求めたことは、門中において本系嫡子の役割と権限を高める結果をもたらし、朝鮮の男性中心社会への変化に拍車をかけたのである。しかし、それにもかかわらず朝鮮は科挙にみられる個人の能力重視の制度が琉球よりも強く作用し、科挙に合格して官僚となることこそ「正当性を持つ士族」であると思われていた社会であった。

琉球は、朝鮮のように科挙制度が無系平民に開かれておらず、士族のなかでの位階の流動性はみられるものの、士族身分の流動性は少ない。また、儒教の導入も遅く、百姓の間まで広がってなかったことから、門中は古くからの祖霊信仰を背景に普及するが儒教的な政策が社会に浸透する余地が少なく朝鮮のような厳密な近親不婚制度はみられない。また、血統意識は朝鮮以上に強く、能力を随伴する身分よりも血統が重視されたと思

われる。朝鮮のような従母制や一賤側賤がなかったのは、身分より血統が重んじられたからである。逆に朝鮮では、片親が奴婢である場合、その子が奴婢になったのは、片親の両班としての血統よりも科挙受験資格を持たない奴婢の身分が重大な問題とみられたからである。琉球の場合は、片親が無系でも、もう一方の親が士族であるという血統の方が重大な要素とされたのである。

仮に今日の大韓民国の激烈な試験競争を一つの文化として捉えたとするならば、上で見たような、過去の身分制社会を支えた原理にも一つの根拠を見出すことができるのではないかと思う。

参考文献

・日本語文献

- 秋葉隆「山臺劇」『朝鮮民俗誌』、六三書院、1954年
池谷望子編『朝鮮王朝実録琉球史料集成（訳注編）』、榕樹書林、2005年
池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編訳『朝鮮王朝実録琉球史集大成』、榕樹書林、2005年
稲葉君山『韓国合併史研究資料朝鮮の契、朝鮮の姓の由来』、龍溪書舎、2002年
今村勲『朝鮮風俗集』、日韓印刷株式会社、1914年
宇佐美英機、藪田貫編『都市の身分願望』、(株)吉川弘文館、2010年
大橋幸泰、深谷克己編『身分論をひろげる』、(株)吉川弘文館、2011年
加藤雄三編『東アジア内海世界の交流史』、人文書院、2008年
グレゴリー・J・スミッツ渡辺美季訳『琉球王国の自画像』、(株)ぺりかん社、2011年
澤井啓一「朝鮮と琉球の儒教」『世界からみた琉球史』、山川出版社、2011年
新城和博編集『最新版沖縄コンパクト事典』、琉球新報社、2003年
鳥袋盛敏、翁長俊郎著『標音評釈琉歌全集』、武蔵野書院、1968年
竹田旦『日韓祖先祭祀の比較研究』、第一書房、2000年
田名真之『沖縄近世史の諸相』、ひるぎ社、1992年
田名真之「平等学校所と科試」、榕樹書林、1996年
高良倉吉他『新しい琉球史像—安良城盛昭先生追悼論集』、榕樹書林、1996年
陳捷先著 赤嶺守・張維真監訳、『華夷秩序と琉球王国』、榕樹書林、2014年
中根千枝『韓国農村の家族と祭儀』、東京大学出版会、1973年
那覇市史編集委員会『氏集—首里・那覇』、那覇市市民文化歴史博物館、2008年
原田禹雄『徐葆光中山傳信録』、榕樹書林、1999年
比嘉政夫『女性優位と男系原理』、凱風社、1987年

- 比嘉政夫『沖縄の親族・信仰・祭祀』、榕樹書林、2010年
 比嘉朝進『沖縄のサムレー』、球陽出版、2011年
 山本英二編纂『近世の海域世界と地方統治(東アジア海域叢書1)』波古書院、2010年
 依田千百子『朝鮮の祭儀と食文化』、勉誠出版、2007年
 渡辺美季『近世琉球の社会と身分』、人文書院、2008年
 渡辺美季『近世琉球の「地方官」と現地妻帯—両先島を例として』波古書院、2010年
 ・外国語文献
 李能和著 金尚億訳、『朝鮮女俗考』、東文選、2009年
 韓国古典用語辞典編纂委員会『韓国古典用語辞典』、世宗大王記念事業会、2001年
 金宅圭『日韓民族文化比較論』、(財)九州大学出版会、2000年
 キムホイル『韓国の郷校』、(株)デウン社、2010年
 徐鏡著 チョトンウン他3人訳『高麗図経』、ファンソジャリ、2005年
 チエソンへ『朝鮮前期の地方土族と国家』2007年、景仁出版社
 河宇鳳他5人、赤嶺守監訳、金東善他4人訳『朝鮮と琉球』、榕樹書林、2011年
 ハンヨンウ『朝鮮時代身分研究』、集文堂、1997年
 ハンヨンウ『科挙、出世のための転機』、梨花学術院、2013年
 ハンヨンウ『科挙、出世のための梯子—家譜からみた科挙合格者の身分移動』知識産
 業社、2013年
 パクミへ『儒教の家父長制と家族、家産』、アカネット2010年
 文玉均外3人『朝鮮時代 冠婚喪祭(1、2、3)』韓国精神文化院、1999年
 ユンクイル『新編経国大典』、図書出版シンショウン2005年
 ユンヨンテク、イチャンイク、津波高志『濟州島と沖縄-東アジアの移動と交流』図書
 出版ボゴ社、2013年
 尹龍澤他22人『濟州と沖縄』、ボゴシャ2013年
 レジ・リトル、ウォーレン・リード著 池田俊一訳『儒教ルネッサンス』サイマル出
 版会、1989年
 Martina Deuchler, *The Confucian Transformation of Korea: A Study of Society and
 Ideology*. Harvard University, 1992.
 Reg Little他2人『儒教ルネッサンス』、サイマル出版会、1989年

参考ウェブサイト

- 韓国学中央研究院 <http://www.aks.ac.kr/home/index.do> (最終閲覧日2015年6月25日)
 韓国古典翻訳院 <http://www.itkc.or.kr/itkc/Index.jsp> (最終閲覧日2015年6月25日)
 韓国国立中央博物館公式blog 担当学芸員イジョジョン
<http://blog.naver.com/100museum/140144341783> (最終閲覧日2015年6月25日)

(史学専攻博士後期課程3年)

Establishment and Characteristics of the Class System in the Early Stage of Yi Dynasty Korea: A Comparative Study with the Warrior Class in Ryukyu

Kim Junghwa

Doctor's Course, Major in History, International Japanese Studies Institute, Hosei University

Abstract

It enables for us to understand social image and the situation, the family system and the social system of our when we compare the Ryukyu Dynasty warrior class with class system in the Joseon Dynasty. Because Ryukyu and Joseon receive Confucianism together and are affected directly by China with tributary system and bringing tribute, there are many similarities of both societies such as a politics policy and the culture. Ryukyu and Joseon made the centralization system and the class system by the King. Therefore we might assimilate social image of that time by considering the warrior class which was a core of the society and a bureaucrat of the royal government. The warrior class in the two countries was greatly concerned with the government and they took a central role in the government to decide national politics and economic policy. When the fixation degree to a certain social class system is fixed in presence of powerful political power, it would be the strength and weakness of the power between the governing classes and the cover governing classes that played an important role in immobilization of the social position. A person belonging to the governing classes in Korea (Jan van) builds a base of the

political power in the society and then it established the social status. In order to institutionalize a way of thought, time is not enough to fully establish it into existing customs. A mix of strong politics and native conventions, however, can establish this new way of thought into practice.

In this study we come to the conclusion that the changes of consciousness which is underlying the concept of the class system in the Korea comparing with that of Ryukyu.